

直送済

令和5年（ワ）第408号 差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 山梨県知事長崎幸太郎

5

被告第4準備書面

（本件誓約書が消費者契約法9条及び同10条に抵触しないこと）

令和6年11月1日

10

甲府地方裁判所 民事部 合議A係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 足立 格

15

被告は、本書面において、本件誓約書が消費者契約法9条及び同10条に抵触しないことについて、被告の主張を補充する。

なお、本書面で用いる略語は、従前の例による。

1 本件誓約書が消費者契約法9条に抵触しないこと

20

本件誓約書①～⑥及び⑧は、原告も問題としていない上、「損害賠償の額を予定」又は「違約金を定める」条項でないことは一見して明らかであるから、消費者契約法9条に抵触しない。

25

また、既に主張したとおり、本件誓約書⑦は、地域枠の志願者に対して本件キャリア形成契約を締結する道義的義務を定めるものに過ぎず、同志願者に対して法的かつ具体的な違約金支払義務を生じさせるものではないから、やはり、消費者契約

法 9 条に抵触しない。

2 本件誓約書が消費者契約法 10 条に抵触しないこと

5 消費者契約法 10 条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」と規定する。

10 山梨県医師修学資金貸与制度（第二種）に基づいて地域枠の志願者に交付される修学資金の返還義務は、一定期間被告の指定する医療機関で医業に従事すれば当然に免除されることとされており（甲 7・7 条）、同制度は、医師を志す志願者にとって経済的に非常に有利な制度である。

15 本件誓約書（前記のとおり道義的義務を定めたものに過ぎない⑦を除く）は、このように志願者にとって非常に有利な制度である山梨県医師修学資金貸与制度（第二種）の適用を受けることと引換えに当該志願者が遵守すべき事項、即ち、対価的な事項について定めたものであるため、本件誓約書は、「物品・権利・役務の価格・対価に関する条項」を定めたものに他ならず、そもそも消費者契約法 10 条の対象から除外される（乙 6：落合誠一「消費者契約法」152 頁及び乙 7：山本豊「消費者契約法（3）・完」法学教室 243 号 62 頁参照）。

20 また、本件誓約書は、いずれも、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」ではない。

25 さらに、本件誓約書は、医療法に基づく「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立という公共性・公益性が極めて高い目的のもとに定められたものであり、かつ、前記のとおり

り、志願者にとって非常に有利な制度である山梨県医師修学資金貸与制度(第二種)の適用を受けるための対価的な事項について定めたものである。くわえて、本件誓約書の内容は明確で志願者にとって理解しやすい上、志願者は本件誓約書の内容を事前に確知して十分に吟味することもできる(これらの点は、本件キャリア形成契
5 約についても同様である)から、「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方向的に害するもの」でもない(乙6・151頁参照)。

以上から、本件誓約書は、消費者契約法10条にも抵触しない(原告も、本件誓約書が本件キャリア形成の締結を法的に義務づけるおそれがあることを問題視して
10 いるに過ぎず、本件誓約書自体が消費者契約法10条に抵触するとの主張はしていない)。

以上